商品概要説明書

給与定期貯金「とくとく」

（令和７年４月１日現在）

商 品 名	・給与定期貯金「とくとく」 ※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	・個人のみ ※給与振込口座を新規にご指定された方および既にご指定されている方。 ※給与振込口座の管理店舗に限定した取扱いとします。
取扱期間	・令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
預入期間	・１年、２年、３年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。 ※継続時に給与振込が行われていない場合は、ご継続を中止とさせていただきます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入限度額 （４）預入単位	 ・一括預入 ※本商品はＡＴＭ、ＪＡネットバンク（「ＪＡバンクアプリプラス」含む）でのご契約はできません。 ・１円以上 ・お一人さま 200 万円以内 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間１年（単利型）および３年（複利型）のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年（単利型）および３年（単利型）のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・単利型のものは、付利単位を1円として1年を 365 日とする日割計算をします。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・複利型のものは、付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で６か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
特　典	・金利上乗せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利＋年０．１０％ ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。 ※継続時にこの定期貯金を取り扱っていない場合は、一般のスーパー定期貯金としてご継続します。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）約定した預入期間が１年または２年の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×50% ③　１年以上　約定利率×65% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （２）約定した預入期間が３年の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×25% ③　１年以上１年６か月未満　約定利率×30% ④　１年６か月以上２年未満　約定利率×30% ⑤　２年以上２年６か月未満　約定利率×45% ⑥　２年６か月以上　約定利率×45% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。また、中途解約利息以上に、中間利息額が支払われている場合は、その差額を、定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課（電話：０８７－８２５－０２２７）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：０８９－９４１－６２７９） 岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ香川県